

判決年月日	平成 2 4 年 6 月 6 日	担当 部	知的財産高等裁判所 第 4 部
事 件 番 号	平成24年（行ケ）第10013号		
○ 固定潤滑剤等を指定商品とし、「SUBARIST」及び「スバリスト」の文字を上下二段に横書きして構成された商標は、自動車等を指定商品とし、自動車のブランド名でもある「スバル」の文字から構成された商標等との関係で、混同を生ずるおそれがある商標（商標法 4 条 1 項 1 5 号）に該当する			

（関連条文）商標法 4 条 1 項 7 号， 1 1 号， 1 5 号， 1 9 号

原告は、自動車等を指定商品とし、「SUBARU」の文字からなる商標、あるいは、「スバル」の文字からなる商標等（引用商標）の商標権者であり、被告は、固定潤滑剤等を指定商品とし、「SUBARIST」の文字及び「スバリスト」の文字を上下二段に横書きして構成された商標（本件商標）の商標権者である。

原告は、商標法 4 条 1 項 7 号， 1 1 号， 1 5 号及び 1 9 号違反を理由として、本件商標の商標登録を無効にすることを求める審判請求をしたところ、特許庁は、本件商標は引用商標との関係で、上記各号に違反して登録されたものではないから、その登録を無効とすることはできないとの審決をした。

本件は、上記審決の取消訴訟であり、原告は、取消事由として、上記各号該当性に係る判断の誤りを主張した。

本判決は、概略、以下のとおり判示して、原告の請求を認容した。

「商標法 4 条 1 項 1 5 号にいう「他人の業務に係る商品又は役務と混同を生ずるおそれがある商標」には、当該商標をその指定商品又は指定役務に使用したときに、当該商品又は役務が他人の業務に係る商品又は役務であると誤信されるおそれがある商標のみならず、当該商品又は役務が上記他人との間にいわゆる親子会社や系列会社等の緊密な営業上の関係又は同一の表示による商品化事業を営むグループに属する関係にある営業主の業務に係る商品又は役務であると誤信される広義の混同を生ずるおそれがある商標が含まれる。そして、上記の「混同を生ずるおそれ」の有無は、当該商標と他人の表示との類似性の程度、他人の表示の周知著名性及び独創

性の程度や、当該商標の指定商品又は指定役務と他人の業務に係る商品又は役務との間の性質、用途又は目的における関連性の程度並びに商品の取引者及び需要者の共通性その他取引の実情などに照らし、当該商標の指定商品又は指定役務の取引者及び需要者において普通に払われる注意力を基準として、総合的に判断されるべきものである（最高裁平成10年（行ヒ）第85号同12年7月11日第三小法廷判決・民集54巻6号1848頁）。本件商標は、外観や称呼において引用商標と相違し、これらが全体として類似する商標であるといえないとしても、本件商標からは、原告が製造する自動車のブランドであるスバルの自動車の愛好家との観念が生じることがあり、他方、引用商標からも、原告が製造する自動車のブランドであるスバルとの観念が生じ得るから、観念において関連性があることは否定できない。また、本件商標出願当時、自動車やその関連商品の分野では、本件商標を構成する「SUBARIST」「スバリスト」との語は、原告が製造する自動車のブランドであるスバルの自動車の愛好家を意味することが広く知られていたものであるが、この「SUBARIST」「スバリスト」との語が、原告の製造する自動車のブランドである「SUBARU」あるいは「スバル」に由来する造語であることは明らかである。そして、自動車の分野において、引用商標が周知著名性を有していることは当事者間に争いが無いことや、本件商標の指定商品は、引用商標が使用される商品と同一又は関連性を有することなどを併せ考慮すると、本件商標をその指定商品に使用した場合、その需要者及び取引者において、本件商標が使用された商品が、例えば、原告から本件商標についての使用許諾を受けた者など、原告又は原告と経済的若しくは組織的に何らかの関係がある者の業務に係る商品であると誤認し、商品の出所につきいわゆる広義の混同を生ずるおそれがあることは否定できない。

したがって、本件商標が、商標法4条1項15号に該当しないとした本件審決の判断は、同号の適用を誤るものであり、本件審決は、取消しを免れない。」